

児童手当現況届を「提出ください」「電子申請を試験的に導入します」

問子育て支援課 ☎(55)7118

現在、児童手当を受給している方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要ですが、この届けは、前年の所得状況や6月1日現在の養育状況など、引き続き受給資格を満たしているかを確認するための大切な手続きです。

6月上旬に受給者の方へ届出用紙を送付します。必要事項をご記入のうえ添付書類を添えて提出してください。

▼電子申請のご案内／

今年度、QRコードを使った電子申請を試験的に導入します。添付書類が不要など、電子申請が可能な方には、「児童手当現況届電子申請のご案内」を同封していますので、ぜひご利用ください。

※添付書類が必要な方(配偶者または児童と別居されている方・ひとり親の方など)は、従来通り書類で、窓口または郵送での届出となります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

※公務員の方は、原則職場での手続きとなります。勤務先にお問い合わせください。

▼書類での届出の際必要なもの／  
①受給者の健康保険証コピー(国民年金に加入の方は不要)  
②その他

・単身赴任などで、養育している児童の住所が市内にない方

↓対象児童のマイナンバーがわかる物  
※右記以外に、申立書などが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼届出期間／6月1日(火)～30日(水)

(土・日曜日を除く)  
※現況届の提出をしていただけない場合、6月分以降の手当を受給することはできません。

▼所得制限／

扶養親族等の数	所得制限額
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。  
※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

▼支給額／(児童1人・月額)

児童の年齢		児童手当 (所得制限未満の方)	特例給付 (所得制限以上の方)
0歳～3歳 (3歳に到達した月まで)		15,000円	5,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの)養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童の年齢にかかわらず、児童1人につき一律で月額5千円。  
※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度上は子どもに数えられません。

▼届出先／子育て支援課および各支所

ひとり親世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

問子育て支援課 ☎(55)7118

▼対象となる方／次のいずれかに該当する方

①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方

②公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当の支給制限額を下回る方に限る。)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼給付額／児童一人当たり一律5万円

▼支給手続き／

【①に該当する方】申請不要  
・5月の児童扶養手当の支給と同日に支給しています。

【②、③に該当する方】

令和4年2月28日(月)までに子育て支援課または各支所へ申請してください。

